

第4 マールブルグ病

1 定義

マールブルグウイルスによる熱性疾患である。

2 対象となる動物

サル

3 動物における臨床的特徴

特徴的な臨床症状は出現しない。解剖的には筋肉、胸膜下、心筋等における広範な出血病変が認められ、病理組織学的には肝の巣状壊死、好酸性細胞質内封入体及び網内系の壊死が認められる。

4 届出基準

- (1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、サル又はその死体についてマールブルグ病の病原体診断をした場合には、法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

なお、ウイルスの検出感度は、抹消白血球が高い。

検査方法	検査材料
電子顕微鏡でのウイルス粒子の検出による病原体の検出	血液又は肝臓その他の臓器
蛍光抗体法又は抗原捕捉ELISA法による病原体の抗原の検出	
PCR法による病原体の遺伝子の検出	

- (2) 獣医師は、臨床的特徴若しくは疫学的状況からサル又はその死体がマールブルグ病にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。